



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	クレッシェル「ゲルマン法におけるジッペ」
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, T
Citation	法學會論集, 11(4), 118-131
Issue Date	1961-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17073
Type	departmental bulletin paper
File Information	11(4)_p118-131.pdf



紹介

クレッシェル

『ゲルマン法におけるジッペ』

Karl Kroeschell, Die Sippe im germanischen Recht, ZRG. GA. 77, 1960, S. 1 ff.

石川武

ここに紹介しようとするクレッシェル氏（以下K氏と略記）の論文は、一九五九年一月二九日、フライブルク大学でおこなわれた講師就任講演に、註を加えて成つたものである。

私がこの論文の紹介を思い立つた動機は二つある。第一に、私は、前稿『学説史と思想史』（本誌九の三）において、当時フライブルク大学に留学していた直居淳氏の私信にもとづき、この講師就任講演の結論に関説しているので（四九頁）、その詳細を知ることができるようになつた今、それを報告することは、前稿の補足

として、学界に対する私の責務である、と考えたことによる。第二にしかし、より重要な動機は、この論文のテーマならびに内容の重要性は、それ自体、わが学界においても十分な検討に値すると考えたことである。

「ジッペ」とは何か、また、それはドイツ法制史の体系においてどのような地位を占めているか、という点について要約的に述べるとは、スペースの限られた本稿では一切おこなわない。一つには、それは後にK氏による通説の批判を紹介する際に、ネガティブな形においてはあれ、かなり明らかになると思われるこ

ともよるが、今一つには、われわれがその点に関して容易に参照しうる邦語文献をもつてゐるからである。試みに『新法律学辞典』(有斐閣)の「ジッペ」の項を見よ。そこには、通説の簡潔な要約が見出される。また、ミンタイスの『ドイツ法制史概説』(世良訳)・『ドイツ私法概説』(世良・広中訳)を見よ。索引を利用すれば、容易に「ジッペ」に関するドイツ法制史学界の代表的見解を見出すことができる。

そこに見出されるような見解を、ジッペに関する「古典学説」と呼ばせていただく。ドイツ法制史におけるすべての基本的概念と同じように、ジッペに関する古典学説もまた、今まで無傷でずっといたのではない。既に一九三八年には、H. Kuhn が古典学説とはかなり隔つた見解を発表していたが、戦後 F. Genzmer はジッペの団体的性格に対して深刻な疑問を投げかけ、K. Haft もほぼこれに同調した。⁽¹⁾しかし、それらの批判は、古典学説のそれに代るべき新しい全体像への見通しを含んでいながら、一つには説得力に乏しく、その他のテーマにおける研究の進展から論理的に推断して、ジッペに関する古典学説をほぼそのままの形で容認することができないと考える者にとつても、それを継承・発展させて、その他のテーマにおける新学説とも適合する新しい歴史像を形成することは、きわめて困難なことであつた。K 氏のこ

の論文の重要性は、私見によれば、これまでドイツ法制史の体系の中で中心的な地位を占めていたジッペの概念を徹底的に批判したということによるばかりでなく、まさにそれに代る新しい全体像への手がかりを提出したことによる。

このききなやかな紹介によつて、ゲルマン法の一基本概念に関するドイツの学界の新しい動向とともに、現在ドイツ法制史学界において最もその将来を囑望するに足る——私の知る限りほとんど唯一のと言つてもよい——新進学徒 K 氏の力量の一端をお伝えできれば幸やである。

- (1) H. Kuhn, *Sitte und Sittlichkeit*, in "Germanische Altertumskunde," hrsg. v. H. Schneider, 2. Aufl., 1951, S. 202 ff. Ders., *Philologisches zur Adoption bei den Germanen*, ZRG. GA. 65, 1947, S. 1 ff. を参照。
- (2) F. Genzmer, *Die germanische Sippe als Rechtsbegriff*, ZRG. GA. 67, 1950, S. 34 ff. など、この論文に関するミンタイスの処理については『ドイツ法制史概説』二一頁を参照。
- (3) K. Haft, *Der umbestrittene Sippebegriff*, ZRG. GA. 70, 1953, S. 320 ff., 49 ff. H. Fehr, DRG., 5. Aufl. 1952, S. 4 f. の記述もケンペナー説に同調したものと見られる。

× × ×

K氏は、この就任講演を、一五九二年ハツセンのある小都市で起つた果しあいと、それにつづく和解契約のスケッチによつて開始する⁽⁴⁾。そこでは、古典的ジッペ学説そのままに、加害者と被害者のジッペ(ただし史料には、「Freundschaften」)が相對峙し、加害者が殺害贖罪金⁵かつての人命金を支払つたのちに、両者の間の平和が恢復される、といつた経過が辿られた。これは、ゲルマン時代のジッペ・ジッペンフェーデの名残りであろうか。ゲルマン時代・フランク時代に関する古典学説の歴史像がいま体験しつつある激変の只中にあつて、ジッペに関する学説のみは自己を貫き通すことができるのであろうか(SS. I-3)。

K氏はついで、これから検討・批判せんとする古典学説の要約に移る(SS. 34)。この要約は、前述のごとく、本稿では省略せざるをえないが、その結語的な部分は、本論文の論理構成とも関係するので、以下に紹介しておきたい。「かくして、……ジッペのみが、個人に対し、承認され保護される法的地位を媒介することができた。ジッペなき者は、国家生活にも法「権利」にも与かりえなかつた。現代のある国制史家はそれを次のような言葉で表現する。『ジッペの外部において人はつまるところ不自由人としてのみ存在するのであつて、すべての政治的権利を欠き、人間といわんよりはむしろ狼に近き』⁽⁶⁾」(S. 31)。

(4) このとき、一方の側の Freundschaften の中に、K氏の知りうる限り最も古い男系の祖先が登場する(S. I. Anm. 3)。
K氏の得意ならびに才気を御想像された。

(5) これは、W. Schlesinger, Verfassungsgeschichte und Landesgeschichte, Hess. Jb. f. Lg., 3, 1963, 49の引用であり、学界におけるシュレージンガーの地位からいって、それがおかれていた文脈を検討する必要があるが、いまこの論文が手許にないため、それを果せないのは遺憾である。

× × ×

しかし、ジッペに関する古典学説のみが、ひとり安泰を誇つていゝるのではない。最近、そのほとんどすべての論点にわたつて、反対の見解が提出されるにいたつてゐる。こうしてK氏は、次に古典学説に対する批判的見解を論点⁽⁷⁾ごとに要約する(SS. 41)。

まず、はじめに男系親的ジッペ⁸固定のジッペがあり、それを中核として、後に可變的ジッペが生れたという見解は正しいであろうか。ドイツ中世の貴族に関して最近の研究が立証したところによると、男系親的血族団体が形成されたのは、一一〇〇年ごろ一族の居域や墓地が固定するにいたつてからである⁽⁹⁾。もちろんそれ以前にも、祖先に対する意識や誇りは存在していた。しかしその場合、祖先に対する崇拜は、男系の始祖に限られたのではなく母方の祖先はもとより、しばしば傍系親をも含めて最も高貴なる

者に向けられたのである。Edda ないしアイスランドの Saga に見られる系図も、可変的な血族圏を示しており、男系親的ジッペに属するという意識は認められない。総じて、男系親的血族団体は、支配的社会層が下に向つて自己を封鎖し、それへの所属を厳密に確定することが重要な意味をもつていたるとき、はじめて現われる。ジッペに関する論拠としてしばしば引合いに出される Dithmarschen の農民血族団体も、早くても中世初期のあいだに形成されたものにすぎないのである。

ジッペの首長・ジッペの世襲財産 (Samngun)・ジッペの固有な刑罰権といった見解に対しては、次のような批判が向けられている。こうしたものは、もともとゲノッセンシャフト的なものとして構想され、いかなる支配権をもたぬ筈のジッペの概念になじまぬものであり、事実それらのものは、家父長が支配的地位に立つ「家」においてしか証明されない。こうした批判は、人命金の受領・配分に際して、男系親がなんらの特権的地位をもたぬという事実とも対応する。ノルウェーやデイトマルシェンにおけるごとく、それが特権的地位を有するばあい、その史料は中世のものであり、イギリスの研究は、男系親の特権が後代の形成物であることを立証している。それによると、血族のはじめ、抑々贖罪金の配分に与らなかつたのではないか、あるいは必ず与るとは

限らなかつたのではないかとさえ思われる。

同じことは、贖罪金の支払についてもいえる。しばしば論議される Lex Saxonica 第五八章によると、加害者が全く資力をもたぬときにはじめて、その血族が責任を負う。アングロ・サクソン法においても、贖罪金を支払うのはまずもつて加害者自身であり、彼が国外に逃亡しているばあいにのみ、彼の最近親がその一部に限つて責任を負う。より大きな範囲の血族が贖罪金を支払うようになるのは、中世中期以降のことである。

こうして、男系親の優位のみならず、人命金や贖罪金の支払と受領にジッペが関与すること自体が、後代の形成物らしいということになると、フェーデ権・血讐権の始源的な担い手としてジッペを推定することも、それから引き出されるすべての帰結を含めて、きわめて疑問のあるものとならざるをえない。フェーデや血讐における相互扶助は、同一の「家」の出である最近親について立証されるだけであつて、その他の血族はフェーデにおいてしばしば相互に戦つたのである。宣誓補助人として史料に登場してくるのも、男系親的ジッペの構成員ではなく、父方・母方双方の血族であり、宣誓補助がはじめからジッペ自身の仕事であつたという見解は、単なる仮説にすぎない。

ジッペを定住団体と考える学説は、現在ではほぼ完全に放棄さ

れてしまつた。それは語尾に *-ing*, *-ingen* をもつ村の名を最も有力な支柱としていたが、今日では、いかなる地名研究者も、*Gundelingen* 村と *Gundolf* のシッペン『*Gundolfinge*』を求めようとは考えない。地名は、定住の問題と直接には関係せず、最初の定住者に由来することも、後代の領主に由来することもある。それによつて、経済団体としてのシッペンもきわめて疑わしくなる。さなきだに、三圃制とマルクゲノッセンシヤフトを伴うドイツの集村が、ゲルマン古代に遡るものではなく、中世中・後期になつてから形成されたものである、という見解が、つとに主張されてきた⁽¹²⁾。したがつて村落は古代のシッペンマルクから發生しえないのである。

最後に、シッペの軍事団体としての意義についても、批判がおこなわれている⁽¹³⁾。固定的なシッペは、その大きさが異なりすぎるため、軍隊の単位としては不適当である。可変的な血族圏はしかし、そのためにますますもつて適さない。すべての者はいくつかの可変的な血族圏に属することになるが、なんびとも同時にいくつかの部隊において戦うことはできないからである。しかも、史料が戦闘において助け合うと述べているのは、「血縁者たち」であつて「シッペ団体」ではない。

こうして、これらすべての批判的見解を綜合すれば、伝統的シ

ッペン概念の中で無傷のままに残つてるところはほとんど何もないのである。したがつて、われわれは、ゲルマン法におけるシッペン概念を根本的に再検討する必要に直面する。

(9) この点については「フランク等派」の K. Schmidt, *Zur Problematik von Familie, Sippe und Geschlecht, Haus und Dynastie beim mittelalterlichen Adel*, ZGOR, 105, 1957, S. 1 ff. などと G. Tellenbach, *Zur Bedeutung der Personenforschung für die Erkenntnis des früheren Mittelalters*, 1957, S. 17 ff. を参照。

(7) H. Stob, *Die dithmarschen Geschlechtsverbände*, 1951.

(8) Cf. H. Dannenbauer, *Adel, Burg und Herrschaft bei den Germanen*, in "Grundlagen der mittelalterlichen Welt," 1959, S. 154, Anm. 103. W. Schlesinger, *Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte*, in "Herrschaft und Staat im Mittelalter," 1956, S. 142.

(6) Bertha S. Phillpotts, *Kindred and clan in the Middle Ages and after*, 1913. K 氏は「本論文において、いわゆるの本を再発見したのであるが、われわれは、遺憾ながら、今のところ自らそれを検討しえない。

(10) この章はきわめて難解であるが、人命金の支払について、まず第一に加害者自身が、ついでその最近親と父と兄弟が、

ついで母系の最近親三人・父系の三人が、その順で責を負うべきことを定め、それでもなおかつ全額の支払が不可能ならば、「彼」[加害者]を信の下に有する者」は、彼を裁判所に出現せしむべきことを規定している。この「彼を信の下に有する者」とは、後述するK氏の説から推すと、「ヘル」ということになりはしないか。

(11) Cf. H. Dannenbauer, a. a. O. SS. 167 f. u. 170 f.; ders, Fränkische und schwäbische Dörfer am Ende des 8. Jahrhunderts, a. a. O. S. 271 ff.

(12) K. S. Bader, Das mittelalterliche Dorf als Friedens- und Rechtsbereich, 1957, S. 4 ff. なお、増田四郎『西洋封建社会成立期の研究』を参照。

(13) Genzmer, a. a. O. の通説批判は、この点において最もきびしい。

× × ×
ところで、学説史をふり返つてみると、ジッペ概念は、ドイツ法制史において今日それに帰せられているような意義を、はじめからもつていたのでないことがわかる (SSII: 14)。

K氏によれば、ジッペ概念の端緒は、Jacob Grimm, Deutsche Rechtsaltertümer に求められるであろう。と云つても、その第一版(一八二九年)は、「相続法」の章で、「ジッペ」という語は「血族」もしくは「平和」を意味する」と指摘してゐたにやむを得ない。

しかし、ローマン主義的な思潮の下において、政治的思考の重点が国家から民衆・民族性に推移していらぬ、ドイツ法制史の問題関心も転換した。グリム自身の表現を借りれば、ドイツ法制史にとつても、重要なものは、「民衆自身の間で慣習として生れ、後退することも動揺することもなく、支配者の側からのいかなる立法をも必要としなかつた・新鮮で自由な法」である、とされた。

かくして、理性的な組織の産物としての国家に、多彩な生きた社会が対置される。ゲルマン時代の国家と社会についても、その例外ではない。それまでジッペに対して割当てられていた私法史なる枠は、いまや前国家的法の枠となり、ジッペ自身は前国家的な法団体・平和団体となつた。もちろん、ゲルマン社会を構成するジッペは、「ゲゼルシャフト」ではなく「ゲマインシャフト」であり、それを結合する紐帯たる共通の血は、その根を非合理的なもの奥深くにもつ。しかし、それだけ一層、ジッペはゲルマン人の本質と密接に結びつくものとされ、十九世紀中葉の研究者の努力をひきつけたのである。

世紀が変るころ、ジッペに関する古典学説が形成されるのは、こうした基礎の上にあつた。いまやそれは、グリム・前掲書の再訂版(第四版一八九九年)に挿入され、有名な Heinrich Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. (第二版一九〇六年) の中

その最も完成された表現を見出した。それ以来、この学説は、個々の点についてはほとんど變つていないが、その全体に関して、今いちど重要な変化を体験した。ブルンナーにとつて、ジッペはなお、「人民の平和」なるより大きな法の枠の中にはめこまれていたが、時の経過とともに、ジッペのみがすべての法『「権利」の媒介者である、ということが強調されるにいたつた。ジッペなる血族団体に属さぬ者は、一切の国家生活ならびに法『「権利」に与らない。彼を保護する者は誰もいない。かくして彼は、「人間といわんよりはむしろ狼に近い」とされたのである。⁽¹⁴⁾

このようにして、ジッペは次第に学説の前景に現われてきたのであるが、それと同時に、既に要約したように、個別的研究はその基礎を一つづつ掘り崩していた。ところで以上のごときジッペ学説の展開が、したがつてこのような乖離もまた、特殊ドイツ的現象であることに注意しなければならない。⁽¹⁵⁾ たとえば、お隣のスイスの法制史家 A. Heusler によれば、ジッペの団体的性格を証明するために引用されるすべてのものは、「ただ、後代に比し、血縁関係がより高い権利を与え、よりきびしい義務を課したことを示すにすぎない。本来の意味での法団体についてはなにものも見出せない。」人命金の支払ないし受領をなす者、あるいは、後見人としての権利を行使する者は、それを、「最近親であるがゆ

えに」また「自らの名と個人的な権利において」なすにすぎない。⁽¹⁶⁾ 著名なゲルマニスト・ホイスラーによるこのような批判は、当然ジッペに関する全問題を再検討するきっかけとなつてしかるべきであつたらう。

(14) K氏は、この最も徹底した形におけるジッペ学説を批判するわけだが、だからとちつと、「Volsfrieden」説が正しいのではない。その点は、既に堀米庸三氏ならびに私による「平和立法法」の研究によつて明らかであらう。なお、K. S. Bader, a. a. O. S. 217 をも参照。

(15) 前稿『学説史と思想史』との関連において、次のことを指摘しておきたい。椋川氏はオットー・ブルンナーがフェーデの主体として「ジッペ」ではなく「個人」を考へることに、ナチスの指導者原理の露骨な投影を見出された。私は前稿において、ブルンナーがフェーデの主体として「個人」を考へていたというのは氏の誤解であると指摘したのであるが、椋川氏のいわゆる「思想史」からいえば、氏はむしろ「ジッペ」概念そのものの特殊ドイツ的性格をつくべきであつた。現にK氏は、「青少年運動（おそらく例のヒットラー・ユーンゲントなどであろう）における「ジッペ」概念の再生とたとえば世襲農場法にみられるナチスの法イデオロギーにおけるその役割」を示唆している (S. 13, Ann. 58)。しかし念のために断つておくと、「個人」なら「指導者原理」、「ジッペ」

ならその否認という形で「思想史」と、ここで紹介している「ジッペ」概念の「学説史」とは、全く正反対の方向を向いている。「指導者原理」の下で「ジッペ」概念が強調されたのである。「世襲農場法」については、さしあたり、山田巖『ドイツ法概論』一一四頁、二四七・八頁。

(16) 以上は、K氏に依り Institutionen des deutschen Privatrechts, Bd. 1, 1885, S. 258 ff. の抄録を、さらに要約したものである。これに対し、ゲントマーは、「ホイスラーはしかしジッペを信じてゐた」(a. a. O. S. 43)と断じている。その典拠は Germanenrecht, Bd. 9 であるが、いさ手許にないので、その検討は将来に譲りたい。因みに前述グリムの第四版には、R. Hübnér とともに、「ホイスラーが手を入れている。

× × ×

以上のような学説史的处理を了えたK氏は、いよいよ彼自身の研究にもとづいて、この主題へのアプローチを試みる(S. 14 ff.)。その際、K氏が考察の対象としてとり上げるのは、アングロ・サクソンの諸制定法である。彼が、ドイツでは最近この問題のためにあまり利用されぬアングロ・サクソン法をとりあげたことには、それなりの理由がある。第一に、アングロ・サクソン法の史料は、きわめて豊富でしかも長期にわたつていたので、何らかの発展を示しうるとすれば、そのためにきわめて恰好のものである。

第二に、アングロ・サクソン人は、ランゴバルド人についての法的資質に恵まれており、その法律語はきわめて的確でかつ分化している。第三に、アングロ・サクソン法は、はじめからゲルマン語で書かれており、Ph. Heck のいわゆる「Übersetzungsproblem」に煩わされないですむ。第四に、ジッペに関するイギリスとドイツの研究が岐れていることによつて、この史料に対する興味は一層唆られる。

だが、ここで、アングロ・サクソン法がジッペについて関説していることを、網羅的にとりあげるわけにはいかない。そこでK氏は、全問題関連の中核に位置する問題として、ジッペなき者の法的地位いかん、という問題に焦点をしぼる。果してジッペなき者は、完全に権利と保護を欠いているか。ジッペ団体の支配的地位はジッペなき者の死の犠牲の中に反映されているか。

ところで、この点についてのアングロ・サクソン法の史料は、二つのすぐれた史料集の中に収められている。一つは R. Schmidt のもので、これはその第二版が一八五八年に出ている。もう一つは、例の F. Liebermann のもので、一九〇三年—一六年に編纂された。この出版の年数には意味がある。というのは、ジッペ学説はまさにその間に定式化されたからである。シュミットの Sach-kommentar には、「ジッペ」や「ジッペなき者」の項は見出せ

ないのに対して、リーベルマンは、「ジッペ」という見出しの下に豊富な材料を集めている。そこでは、一見ジッペ学説が完全に立証され、一切の法的保護の絆を断ち切られた・あわれな「ジッペなき者」の姿を見出すことができそうに思われる。

だが、より仔細に検討するとき、われわれはまたもや困惑せざるをえない。というのは、リーベルマンは、二つの別なアングロ・サクソンの法律語、すなわち *mogles* と *freondles* とを “Sippelos” という同一の概念にひびくかためているからである。前者は、文字通りには、「血縁者をもたぬ」の意味であり、後者は「友人をもたぬ」の意味である。この兩者のうち、“Sippelos”の概念により近いのは、いうまでもなく前者であるが、その際あらかじめ注意しなければならないのは、アングロ・サクソン語 *moged* の語義である。それは「ジッペ（血族団体）」を意味することは決してなく、「血族」それも多くのばあい、血縁者の最も狭い範囲たる「家」を意味するにすぎない。「これは決定的な相違である。何となれば、われわれ近代ヨーロッパ人もまた、確かに血族はもっているが、いかなるジッペをもたないのだから」(S. 10)。
しかし、もしジッペが存在したとすれば、血族のない者は同時にまたジッペをもちえなかつた筈である。「血縁者をもたぬ者」は、果して一切の法的保護を欠いていたか。

× × ×

以上のような予備的考察を経て、K氏は、まず *mogles* に関する史料を検討する (SS. 16-19)。

人命金についてみるならば、最も早い時代の史料には、抑々血縁者がその姿を現わさない。時の経過とともに、ケント王 *Aethelberht* の一制定法 (六〇一—四年) が示すように、人命金の支払に関する血縁者の責任が規定に現われてくるが、そのばあいといえども、その責任は第二次的・補足的なものであり、加害者が国外に逃亡中のばあいに、人命金の半ばに限って、責任を負うにすぎない。

ところで後になると、父方の血縁者がいないとき、あるいは血縁者が全く存在しない時には、*Aethelred* 王の制定法 (八八〇—九〇〇ごろ) が示すように、加害者のギルド仲間が、母方の血縁者とともに、あるいは単独で責任を負っている。この責任もまた補足的なものであり、加害者が国外に逃亡しているばあいに限って人命金の一部に対して責任を負うにすぎない。逆に血縁者のない者が殺害されたときにも、彼はジッペをもたず、したがって人命金の受取人がいないから、人命金が支払われなくてすむ、というわけではなく、彼のギルド仲間および国王がその配分に与つてい

(16) かくして、アングロ・サクソンの史料は、血縁者の第一次的責任についても、またジッペ団体についても、なにも語ってはいない。しかもその際、アングロ・サクソン法律語の用例に従えば「血縁者」とは、何よりもまず「最近親」すなわち両親・兄弟姉妹・子を意味し、それとならんでただか父の兄弟を意味したにすぎない。

これに対して、次のような反駁が予想される。すなわち、ゲルマンのギルドは、その祭祀団体的性格にもかかわらず、比較的新しいものであつて、ジッペに代つて登場したにすぎないのではないかと。この点に関して、およそ二百年も古いウエセックス王 *the* の制定法（六九〇年ごろ）は、次のように語っている。「その被害者が血縁者なるとき、人命金の半ばは国王に、半ばは被害者の主君に帰す」と。すなわち、二百年後にギルド仲間が占めていた席は、血族によつてではなく、ヘルシャフトによつて占められていたのである。われわれが、さらに史料の検討を進めるなら、これまでドイツ法制史においてジッペに帰されていた多くの機能を、あるいはギルド仲間が、あるいは主君が果していたことがわかる。血縁者のみならず、主君もまた、神判において有罪と決つた窃盗犯を、処刑から買戻しうる。仲間や主君もまた、被告のための保証をおこなう。それどころか、保証人として主君

のみを考えている制定法さえある。主君がその従者ツァッを宣誓によつて釈放しようとするとき、他の宣誓補助人は必要とされない。要するに、血縁者をもたぬ者は、一切の権利と保護を欠いていたのではなく、彼の主君もしくはギルド仲間が、血族と全く同じよう

に彼を保護することができたのである。

(17) K氏によるとこの規定は次の通りである。「ある者が他の者を殺害せるとき、彼は中位の人命金、すなわち一〇〇シリング償うべし。ある者が他の者を殺害せるとき、彼は開かれたる墓のかたわらにて二〇シリング支払い、四〇夜後に「残余の？」全人命金を支払うべし。殺害者が困より逃れいできるとき、血縁者は、人命金の半ばを支払うべし。ある者が他の者を殺害せるとき、彼は自己の不動産ならびになんらかの無傷の動産をもつて支払うべし。」

(18) 「もはや、父方の血縁者をもたざるある者が戦い、しかしてこれを殺害せるとき、彼が母方の血縁者をもつばあい、彼ら「母方の血縁者」が人命金の1/3をギルド仲間が次の1/3を支払うべく、最後の1/3につき彼は逃亡（によつて免る）すべし。彼が母方の血縁者をもたざるとき、ギルド仲間が半ばを支払うべく、他の半ばにつき彼は逃亡すべし。いかなる血縁者をももたざる者が殺害せられしとき、人命金の半ばは国王に、他の半ばはギルド仲間を支払わるべし。」

それならば、リーベルマンが「血縁者なき者」と同様に「ジツペなき者」の概念の下に包括した「友人なき者」に関してはどうか (SS. 19-22)。

「友人」とは、このばあい「Blutsfreund」の意味ではなく。「友人をもたぬ」とは、いかなる Befehrs-Gefahren をもたぬこと、すなわち、一切の仲間・誓約団体仲間 (Schwurbrüder)・同部族人・同国人・戦友・(聖職者のばあい) 同僚の聖職者などをもたぬことをいう。したがつて「友人なきもの」とは、端的にいえば、なんびとをも知らず、なんびとによつても知られていない者である。このような事情にある者は、実際には外国人のみであつたろう。史料は、'freondleasan and feorran cumanan (友人なき者ならびに遠方より来れる者) と言つてゐるし、それをラテン語では、'advena aut peregrinus, qui de longinquo venit と述べてゐる。

もちろん、かかる者がきわめて困難な状況におかれたことは、推測するに難くない。それは、当時の裁判手続の必然の結果といつてもよい。宣誓補助人をも保証人をも見出せないばあい、神判に訴えることをよぎなくされ、他の者ならそれを免れえたときに

財産の没収や死刑の憂目に会わねばならぬ、ということもあつたろう。しかし、そうした不安な状況は、ジツペなき者という法的地位の帰結ではなく、全く単純に、彼が助力を乞うる者を誰も知らないという事実から直接に生じたにすぎない。

ところで、Authared 王のある制定法は、次のような趣旨の規定を含んでいる。ある聖職者が友人をもたざるるとき、彼は神判によつて潔白の証を立てねばならぬ。ある聖職者が殺害につき告訴されたとき、すなわち、彼が殺害者であるか他の者を教唆したとき、彼は、彼の血縁者たちとともに宣誓することによつて自由となり、彼らは、彼とともにフューデをおこなうか、贖罪金を支払わねばならぬ。しかし彼が血縁者をもたぬばあい、彼は同身分者とともに宣誓することによつて自由となるか、神判によつて潔白の証を立てねばならぬ、と。この規定をもつて、ジツペをもつ者ともたぬ者とを対置しているのは、まちがいである。ここでの血縁者の責任も補足的なそれである、というだけであらう、ここにはことのほか明瞭に、「血縁者をもたぬ者」が「友人をもたぬ者」とは限らない、ということが示されている。被疑者が血縁者をもたぬときには、その同僚が力を添える。そうした友人さえもないとき、すなわち、ラテン語訳が示すように、彼が外国人であるとき、彼は神判に身を委ねるはかはないのである。(19)

「友人なき者」は、現実には、平和をもたぬ者となつた。しかしその根拠は、ジッペの欠如とは無関係である。「血縁者なき者」は、それよりもはるかにましな状況にあつた。彼は、その仲間・ギルド仲間、あるいは主君をもつていたからである。しかし、古典学説が予想するような「ジッペなき者」は存在しない。「ジッペ」、そのみが法「権利」と平和への参与を媒介しうる筈の血族団体を、アングロ・サクソンの史料の中に見出すことはできないのである。

19) K氏がここで、この史料にふれたのは、むしろ、リーベルマンの譌訳を批判したからである。すなわち、「友人なき聖職者が、いかなる宣誓補助をもたず、告訴によつて罪を主張せられしとき、彼は試咬の神判に訴えるべし」というところを、リーベルマンは、次のように訳す。「いかなる友人をも（またジッペをも、それゆえにまた）いかなる宣誓補助をもたざる聖職者が、……。「ジッペ」という語も「それゆえに」という理由を示す語も譌訳者によつて挿入されたのである。それは史料に、ではなく、彼の学問的信念に由来する。史料をよむ者はジッペ学説をよみこむ。そのよみこまれた史料から逆にジッペ学説をひき出す。このようにして、ジッペ学説は、いわば循環論法的に肥大をとげたわけである。

× × ×

かくして、ジッペ学説をアングロ・サクソン法に適用することはできない。イギリスの研究者たちはそれゆえ、この学説を拒絶している。決定的にドイツ法制史の成果を学んだ F. W. Maillard でさえそうである。⁽²⁰⁾ ホイスラーと同様に、彼もまた、個々の血縁者のみを認め、それを包摂する法的統一体を否定する。こうした見解は、ついで B. S. Phillips によつて、詳細に基礎づけられた。⁽²¹⁾ フィルポッツは、「ジッペ」ではなくただ「血縁者たち」についてのみ語るべきだという見解が、アングロ・サクソン法のみならず、他のゲルマン諸法についても証明されたもの、と考えているのである。

果してそうだとすれば、ゲルマン時代の国制に関するわれわれの像に、大きな穴があいたことになる。法と平和の最も重要な担い手が消えてなくなつたのである。それに代るものは何か。われわれは、アングロ・サクソン法の中で、ギルドとヘルシャフトが特別な地位を占めていたことを想像せねばならぬ。ここでは、その中、おそらくその意義においてはるかに前者を凌駕すると考えられる・ヘルシャフトをとり上げる (S. 214)。こうして K氏は、古典学説におけるジッペに代るべきものとしてヘルシャフトの考

察に移る (S. 23 ff.)。

(20) Pollock-Maitland, *The History of English Law*, 2nd edn, vol. 1, pp. 31-32; vol. 2, pp. 240 ff.

なおイギリスにおけるツァッペ学説については Dannenbauer, a. a. O. S. 170 f. を参照。

(21) 前註(9)参照。

× × ×

アングロ・サクソン法は、いたるところにおいて、すべての者が一人の主君をもつことを前提としている。たとえば、窃盜の容疑者を宣誓によつて神判から救うことは、もつぱら主君もしくはその役人に期待されている。新婦が他の地方へ嫁ぐのは、ある主君の土地から他の主君の土地へ赴くのである。また主君に対する絆は、血族に対する連帯感よりも、はるかに強い。⁽²²⁾

ところで、Aethelstan 王のある制定法は、血縁者をもつ者でも、主君に属することが必要であることを示している。すなわちそれは、「血縁者」に対して、「いかなる法」[義務]の履行をも望み難き主君なき者ども「のために、「一人の主君」を見出しやるべきことを規定している。⁽²³⁾ 古典学説の考えるツッペが存在していたのなら、かかる規定は全く無用のものであつたらう。その血縁者を自ら保証することなく、一人の主君に服せしめるツッペ

——それは明らかに自己矛盾である。それに反して、ヘルシャフトの意義はきわめて大きく、自ら公的裁判義務を破り、身分的地位を相対化するほどになつてゐる。すなわち、Eadgar 王の下において既に、主君による徵募のゆえに裁判に欠席した者に対して贈罪金を免する旨の規定があり、その二・三〇年後には、法廷における防禦の便宜に従つて従者の身分を自由人といつたり奴隷といつたりする主君が多い旨、報告されてゐる。⁽²⁴⁾

こうして、ある主君への従属によつて媒介される法的地位こそ最も決定的なそれである、と言わなくてはならぬ。だからこそ、Aethelstan 王の下において既に、主君は、その従者たちが何らかの告訴の下にあるとき、彼らがその行為につき賠償をおこなうまでは、彼らを放逐してはならぬ、と規定されてゐるのである。主君による放逐は、彼らにとつて、明らかに血縁者の欠如よりも悪い。容易に平和なき者となつたのは、血縁者なき者ではなく、主君なき者であつた。しかもこのようなヘルシャフトの意義が、すべて後になつてから形成されたのではない。Ile 王の制定法が示していたように、それは少なくともその萌芽の形態において、⁽²⁵⁾ アングロ・サクソン時代の早期から存在していたのである。

ところで、ツッペ神話に代えるにヘルシャフトに関する神話をもつてする、ということでは終らせたくないと思ふなら、このへ

ルシャフトの構造と根源に一言せざるをえない。史料は、主君のことを、*halford*（「パンの番人・パンの主人」*lord*の語源）と呼ぶ。したがって、ヘルシャフトは根底において「家の支配」と考えられている。従者は、たとえそれが大きな「豪族支配」や「ゲルントヘルシャフト」に関するばあいでも、主君の *famila* に属している。アングロ・サクソンの英雄叙事詩が浮彫りにするごとく、従者が主君の食卓においてそのパンを食べるといふことが、最も根源的な事態として考えられているのである。

こうして、われわれの考察は一めぐりした。われわれは、ヘルンヤフトを経て再び家族の問題まで連れ戻された。だがその家族とはもはやジッペ団体ではありえない。それは、雨露をしのぐ屋根の下、聖なるかまどの火のまわりに成長した小さな共同体である。このような「家」が、どの程度まで中世の支配形態の根源を示すかという問題は、ここではただ提出するだけにとどめるほかはない。

② 二人の国王の悲劇的戦争——その双方の陣営に血族の者が岐れて戦つたのだが——を記述する際、あるアングロ・サクソンの年代記は次の言葉を記しているという。「主君にまじるといふ血縁者は誰もいない」と。

③ この全文は以下の通りである。「朕は、いかなる法『義務』の履行をも望み難き主君なき者どもにつき、【その】血縁者たちに対し、彼らがかかる者を法『義務』に導く旨命す

ること、しかしして、彼らが、民会において、彼のため一人の主君を見出すべきことを定む。」この条文は、アングロ・サクソン時代の王権とヘルンヤフトの関係についても、興味ある示唆を与えるであろう。

④ ここでの「自由人」とは一体何か、ということが、当然問題となるであろう。

⑤ これは、いうまでもなく基本的には、「豪族支配体制」の始源性を主張する新学説の構想と一致する。たとえば *Dannenbauer, a. a. O. S. 271* を参照せよ。

⑥ この点に関しわれわれは既に *W. Schlesinger, Herrschaft und Gefolgschaft usw.* において、きわめて示唆にとむ見解をもつてゐる。

× × ×

以上をもつて K 氏の就任講演論文は終る。肝要と思われるところは、ほとんど全訳に近い形で紹介したつもりである。以上の所説に対して何らかのコメントを加えることは、現在の私には不可能である。しかし、最後に一言附言するならば、ジッペに関する古典学説は、いわばここにとどめの一撃を加えられたのであり、*Th. Mayer, H. Dannenbauer, W. Schlesinger* 等々によつて精力的に開拓されている新学説が、私法史の問題領域においてもきわめて多産であることを、この K 氏の論文は示唆してくれるであらう。

——一九六一・四・一一——